

副本

平成 25 年（行ウ）第 13 号

玄海原子力発電所 3 号機、4 号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石丸ハツミ ほか 383 名

被 告 国

第 1 準備書面

平成 26 年 4 月 8 日

佐賀地方裁判所民事部合議 2 係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜 鹿山崎

被告指定代理人

消 水 紀一朗

熊 谷 直 敏山崎

桑 野 由美子

榎 本 良 一

中 島 康 雄

宮 崎 俊 二

佐 藤 ちあき

鶴 園 孝 夫

| | | | |
|---|---|---|---|
| 武 | 田 | 龍 | 夫 |
| 泉 | | 雄 | 大 |
| 依 | 田 | 圭 | 司 |
| 堀 | 口 | | 晋 |
| 松 | 原 | 崇 | 弘 |
| 青 | 山 | 大 | 介 |
| 新 | 垣 | 琢 | 磨 |
| 伊 | 藤 | 彩 | 菜 |
| 鉢 | 持 | 尚 | 大 |
| 市 | 村 | 知 | 也 |
| 布 | 田 | 洋 | 史 |
| 澤 | 田 | 智 | 宏 |
| 大 | 野 | 佳 | 史 |
| 小 | 林 | | 勝 |
| 渡 | 邊 | 桂 | 一 |
| 牧 | 野 | 祐 | 也 |

| | |
|--|----|
| 第1 本案前の答弁の理由 | 4 |
| 1 はじめに | 4 |
| 2 運転停止命令がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと（訴訟要件③①） | 5 |
| 3 原告らの原告適格（訴訟要件④） | 9 |
| 第2 訴状「請求原因」（3ないし42ページ）に対する認否 | 13 |
| 1 「第1 はじめに」（3ページ）について | 13 |
| 2 「第2 当事者等」（4及び5ページ）について | 13 |
| 3 「第3 原子力発電所の概要と発電用原子炉に関する規制」（5ないし14ページ）について | 14 |
| 4 「第4 非申請型義務付け訴訟の訴訟要件と、原発に関する行政訴訟における主張立証責任」（14ないし16ページ）について | 21 |
| 5 「第5 玄海原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性は成り立たない」（16ページないし18ページ）について | 23 |
| 6 「第6 玄海原子力発電所3号機及び4号機は、重大事故対策の不備により原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止すること等ができない」（23ないし41ページ）について | 28 |
| 第3 被告の今後の主張予定 | 37 |

被告は、本準備書面において、本案前の答弁の理由を述べ（後記第1）、請求の原因に対する認否を行った上（後記第2）、被告の今後の主張予定を述べる（後記第3）。

第1 本案前の答弁の理由

1 はじめに

原告らは、本件各訴えにおいて、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）玄海原子力発電所3号炉及び4号炉（以下、それぞれ「本件3号炉」、「本件4号炉」といい、これらを併せて「本件各原子炉」という。また、本件各原子炉とその附属施設とを併せて「本件各原子炉施設」ということがある。）について、①基準地震動の評価値が過小評価になっており、実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）4条3項に適合しない、②重大事故に際して、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置が執られておらず、同規則37条2項に適合しない、③炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられておらず、同規則55条に適合しないことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと主張して（訴状第1・3ページ）、被告に対し、原子力規制委員会が九州電力に対して同法43条の3の23第1項に基づき本件各原子炉の運転停止命令をすることの義務付けを求めている。

このような原子炉の運転停止命令の発令については、法令に基づく申請権はないから、本件各訴えは、いわゆる非申請型の義務付けの訴え（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項1号）に該当する。

非申請型の義務付けの訴えは、その訴訟要件として、①「行政府が一定の処

分をすべきである」こと、すなわち、行政庁が当該処分について処分権限を有することを前提に、②当該義務付けを求める行政庁の行為に処分性が認められること（行訴法3条6項1号、2項）、③①救済の必要性に関して、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、⑩損害を避けるために他に適当な方法がないこと（同法37条の2第1項）、④原告が、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき、法律上の利益、すなわち原告適格を有する者であること（同法37条の2第3項）が必要とされている。

本件各訴えについては、上記の各訴訟要件のうち、③①及び④（以下、それぞれ「訴訟要件③①」、「訴訟要件④」という。）が問題となる。

2 運転停止命令がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと（訴訟要件③①）

以下に述べるように、本件においては「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」（行訴法37条の2第1項）があるとは認められない。

(1) 「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」の意義

ア まず、行訴法37条の2第1項に「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」（傍点は引用者）があると規定されていることからも明らかのように、ここで問題となる「重大な損害」は、一定の処分を行うことによりそれを回避することができるような関係にあるものであることが必要である。仮に「一定の処分」と「重大な損害」との間にこのような関係がなければ、裁判所が、行政庁に対して「一定の処分」をすべきことを義務付けても「重大な損害」を回避することができないのであって、そもそも訴えの利益が認められない。同法37条の2第2項が重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たって「処分の内容及び性質」を勘案することとしているのも、一定の処分の内容及び性質（処分の効果を含む。）

に鑑み、これを行うことによって重大な損害を回避することが可能かどうかを考慮する趣旨であると解される。

イ また、「重大な」損害を生ずるおそれがあると認められるためには、「一定の処分」がされないことにより生ずるおそれのある損害が、事後的な回復を受けることにより救済が容易なものであっては足りないのであり、行政庁が第一次的判断権を行使する前に当該処分をすべきことを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解すべきである（行訴法37条の2第1項の訴訟要件と同様の訴訟要件を規定した同法37条の4第1項に関するものであるが、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決・判例時報2152号24ページは、これに沿う判示をしている。）。

なぜなら、義務付けの訴えは、裁判所に対し、行政庁が第一次的判断を下す前に具体的な処分をすべきことを命ずる裁判を求めるものであることから、その適法要件については、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮するとともに、司法と行政の適切な役割分担の在り方を踏まえたものとする必要があるからである。すなわち、裁判所は、行政庁のように、政策的判断を行うための専門的・技術的知識やその判断の基礎となる資料の収集能力を備えた組織とは異なり、その政策運営について国民に対して責任を負い得る立場にもないから、行政庁が処分をする前に裁判所がその発動を命ずるには、国民の権利利益の実効的な救済の観点を考慮することはもちろんであるが、司法と行政の機能の適切な均衡の観点からも、救済の必要性の有無を慎重に検討する必要がある。また、非申請型の義務付けの訴えは、そもそも、処分を求める法令上の申請権が与えられておらず、行政庁に対し当該処分を求めることが手続上予定されていない行政処分を対象とするものであるが、これが認容された場合には、法令上の申請権がない者にあたかも申請権を認めることと同様の結果となる。このような観点

からも、義務付けの訴えによる救済の具体的な必要性が高い場合に限られるべきである（以上につき、小林久起「行政事件訴訟法」161ページ参照）。

ウ さらに、司法と行政の機能の適切な均衡という観点を考慮すれば、重大な損害を生ずる「おそれ」があるといえるためには、発動が求められている処分の根拠法令に事実を当てはめることによって当該処分をすべきであるか否かの判断をすることができるような客観的状況が認められる場合でなければならぬ。要するに、重大な損害を生ずる「おそれ」は、抽象的なものでは足りず、処分がされない場合に重大な損害が生じる具体的・現実的な危険性が存在することが認められることを要するというべきである。

この点、東京高等裁判所平成19年11月5日判決・判例タイムズ1277号67ページは、自身の出生届が不受理とされた1審原告が区長に対して住民票の作成の義務付けを求めた訴えについて、同訴えの訴訟要件である「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」として、1審原告が①住民票が作成されない場合の選挙権行使の支障及び②住民票がないことによる年金等の諸手続の支障を主張したのに対し、①については、1審原告が現在2歳であってその不利益が現実化しているものではないからこの点で重大な損害は生じていないし、②については、住民票がないため上記諸手続において煩瑣な点があり得るとしても、住民票がある者と同じ扱いがされる場合が多いことが認められるから重大な損害を生ずるおそれがあるとまではいえないと判示して、同訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を欠く不適法な訴えであるとして訴えを却下しているが、この判示部分は、義務付けの訴えにおける訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれがあ」ることについて、上述したところと同じ解釈を探ったものと解される（同判決に対して上告受理の申立てがされたが、上記判示部分

についての上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除されてい
る（最高裁平成21年4月17日第二小法廷判決・判例タイムズ1306
号207ページ。）。

エ なお、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあ
ることを基礎づける事情については、訴訟要件に関するものであるから、原告らにおいてその主張立証責任を負うというべきである（原告適格
に関するものであるが、中込秀樹ほか・改訂行政事件訴訟の一般的問題に
関する実務的研究112ページ参照。また、仮の救済制度である執行停止
の「重大な損害を避けるための緊急の必要」性に関するものであるが、南
博方ほか・条解行政事件訴訟法〔第3版補正版〕489ページ参照）。

(2) 原告らには重大な損害を生ずる「おそれ」があるとは認められないこと

ア 原告らは、重大な損害を生ずる「おそれ」に関して、「原子力発電所
の事故による放射線被曝によって生命、健康及び財産に回復しがたい重
大な損害を及ぼしうることは、我々は福島第一原発事故によって身をも
って知らされたところである。」（訴状第4の1・14ページ）、「玄海原
子力発電所においてひとたび重大事故が発生したならば、放射性物質が
異常な水準で放出されるという事態に陥り、原告らは放射性物質による
被曝という回復困難な重大な損害を被ることになる。また重大事故に際
して放射性物質の異常な水準の放出による海洋汚染が発生した場合には、
原告らはそれぞれ、海産物等の汚染による放射線被曝等の危険にさらさ
れることになる。」と主張するのみである（訴状第7の2・41、42
ページ）。

イ しかしながら、前記(1)ウで述べたとおり、行訴法37条の2第1項の
「重大な損害を生ずるおそれがあ」と認められるためには、抽象的な
危険が存するのみでは足りず、具体的・現実的な危険性が存在すること
が認められることを要し、また、前記(1)エで述べたとおり、具体的・現

実的な危険が存在することを基礎づける事情については、原告らにおいてその主張立証責任を負うものであるところ、本件各原子炉施設に関し、具体的・現実的な危険が存在することについて主張立証されておらず、具体的・現実的な危険が存在するとは認められないというべきである。

なお、本件3号炉は、施設定期検査中であり、平成22年12月11日以降、現在に至るまで、運転が停止され、本件4号炉も、施設定期検査中であり、平成23年12月25日以降、現在に至るまで、運転が停止されている状態である。

ウ 以上のとおり、原告らには「一定の処分がされることにより重大な損害を生ずるおそれ」があるとはいえない。

3 原告らの原告適格（訴訟要件④）

(1) 前記1で述べたとおり、非申請型の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる（行訴法37条の2第3項）。

この処分の義務付けを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分がされることにより自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消せんにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分がされることによりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の義務付けの訴えにおける原告適格を有するものというべきである。

(2) 本件では、原子炉等規制法43条の3の23第1項の解釈が問題となるところ、同項は、原子炉施設の設置許可基準について定める同法43条の3の6第1項4号違反があるとき等に、原子炉施設の使用の停止等を命ずること

ができると定めている。

この点、高速増殖炉もんじゅの周辺住民が提起した原子炉設置許可処分無効確認等訴訟において、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ（以下「もんじゅ最高裁判決」という。）は、平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法（以下「平成24年改正前原子炉等規制法」という。）24条1項3号、4号の趣旨を検討した上、「右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的部分に限る）及び4号）は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故（引用者注：重大な原子炉事故）等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示し、設置許可基準について定める平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号等は、周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としてもこれを保護しているものと解した上、高速増殖炉もんじゅから約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民について原告適格を認めた。

このように、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号に規定する「災害」とは、放射性物質等が原子炉の外部に放出されることにより、周辺住民等の生命、身体に対し重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な事態を引き起こすことを意味すると解され、もんじゅ最高裁判決は、このような原子炉等設置許可処分の根拠法規の解釈により、原子炉の事故等がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される者を、当該処分により自己の法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれのある者として原告適格を認めたものである。そして、炉心損傷等の重大な原子炉事故を想定した場合には、原

子炉から放出される放射性物質による何らかの健康被害を受けるおそれがある者は、広範囲に及ぶことが推測される。

しかしながら、原子炉施設の周辺に居住する者と原子炉施設から何百キロメートルも離れた場所に居住する者とでは、健康被害の内容に明らかに差異があり、この差異は質的に異なるものと見るべきであって、かかることわりは、平成24年法律第47号による改正の前後を問わず、また原子炉等規制法43条の3の23第1項の解釈においても同様であるものと解される。

(3) 以下では、原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判例を概観するが、原告らとこれらの裁判例によって原告適格が認められた者とを比較すると、原告らの中に、本件各原子炉施設に対する使用停止命令を発令しないことにより起これり得る災害等によって直接的かつ重大な被害を被ることが想定される範囲の地域に居住しているといえるかどうか、必ずしも明らかではない者がいるといわざるを得ない。

ア 東海第二原子力発電所訴訟

東海第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決・判例時報1754号35ページは、原告のうち1名について、「本件原子炉施設から100キロメートル余もの遠隔地である栃木県足利市内の住所に居住するに至ったことが認められるから、現時点においては、もはや本件原子炉施設における事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域内に居住する者には該当しないこととなつたというべきである。」と判示して原告適格を否定した。

イ 六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟、同低レベル放射性廃棄物貯蔵センター訴訟

六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求控訴事件に係る仙台高等裁判所平成18年5月9日判決（裁判所ホームページ）及び同低レベル放射性廃棄物貯蔵センター廃棄物埋設事業許可処

分取消請求控訴事件に係る仙台高等裁判所平成20年1月22日判決（同上）については、これらの施設において想定される事故態様と本件各原子炉施設のような発電用原子炉施設において想定される事故態様とはおのずから異なるものであり、本件訴訟において原告適格の範囲を画する上で直接参考になるものではないが、これらの裁判例においては、いずれも、もんじゅ最高裁判決と同様の判断枠組みを採用して、「本件施設において想定される事故によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定されるのは、最大でも本件施設から20キロメートル前後の範囲内に居住する住民に限られる」として、施設から20キロメートル前後の範囲内に居住している者についてのみ原告適格を認め、その余の者の原告適格を否定した。

ウ 柏崎刈羽原子力発電所1号炉訴訟

柏崎刈羽原子力発電所1号炉に係る原子炉設置許可処分取消訴訟の一審訴訟である新潟地方裁判所平成6年3月24日判決・判例時報1489号19ページは、1号炉（出力約110万キロワット・沸騰水型軽水炉）のある原子力発電所の敷地境界から約0.5キロメートルないし約9.6キロメートルの範囲内に居住する者について、原告適格が認められることを前提に、審理、判決をした。

エ 小括

本件各原子炉は、いずれも出力約118万キロワットの軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）原子炉であるところ、上記裁判例に照らしても、原告らの中には、本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者がいるというべきである。

(4) そして、前記2(1)エで述べたとおり、原告適格を基礎づける事実については、原告らが主張立証責任を負うところ、原告らは、この点について、具体的な主張立証をしていない上、訴状によれば、原告らの中には、北海道等の本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者が少なからず含まれてい

る。そのため、被告は、原告らのうち原告適格を有する者とそうではない者とを特定することができない。

したがって、原告らは、本件各原子炉に対する運転停止命令を発令しないことにより起こり得る災害等によって、その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に居住すると認められることを、具体的に主張立証すべきである。

第2 訴状「請求の原因」(3ないし42ページ)に対する認否

1 「第1 はじめに」(3ページ)について

原告らが本件訴訟の概要を説明するものであり、認否の限りでない。

2 「第2 当事者等」(4及び5ページ)について

(1) 「1 原告ら」(4ページ)について

原告らの居住地は不知。その余は争う。

(2) 「2 被告国」(4ページ)について

ア 「(1)」(4ページ)について

認める。

ただし、本件各原子炉施設に係る原子炉設置変更許可処分を行った当時の主務大臣は、正しくは、通商産業大臣である。

イ 「(2)」(4ページ)について

認める。

ただし、引用が不正確であり、「原子力利用」とあるのは、正しくは、「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）」であり、「原子力利用に係る規制」とあるのは、正しくは、「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事務）」である。

保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。)」である。

(3) 「3 九州電力」(4及び5ページ)について

「電気事業」を電気事業法に定める一般電気事業と解した上で、認める。

ただし、「等」の内容が不明確であるため、同部分については認否できない。

3 「第3 原子力発電所の概要と発電用原子炉に関する規制」(5ないし14ページ)について

(1) 「1 原子力発電の概要」(5ページ)について

認める。

ただし、軽水炉型原子炉による原子力発電においては、一般的に、燃料としてウラン235の存在率を3ないし5パーセント程度に高めた濃縮ウラン(ウラン235のほかはウラン238)を使用している。

(2) 「2 核分裂」(5及び6ページ)について

ア 第1段落について

(1) 第1文について

認める。

(1) 第2文について

認める。

ただし、一般的には、ウラン235の一回の核分裂により、二つ以上の異なる原子核に分裂し、また、中性子も複数個(まれに三つもあるとされている。)放出されるとされている。

(4) 第3文について

「放射能生成反応」の内容が不明確であるため、認否できない。

その余は否認する。

ウラン235の核分裂によって生成される核分裂生成物は、大部分は

放射性物質とされているが、放射性物質ではないものも存在する。

(イ) 第4文及び第5文について

認める。

(オ) 第6文について

おおむね認める。

ただし、放射性物質は、核分裂反応又は壊変（原子核が変化し放射線が放出される。）した際に発熱する。

(カ) 第7文について

争う。

イ 第2段落について

認める。

ただし、核分裂反応の発生数（発生割合）（以下、単に「発生割合」ということもある。）をコントロールすることは可能であるため、必ずしも発生割合が増大するわけではない。

ウ 第3段落について

(ア) 第1文について

認める。

ただし、中性子吸収材については、その量のみならず、核燃料との位置関係（制御棒の差し込み度合い）によっても発生割合を調整している。

(イ) 第2文について

認める。

ただし、前記ア(イ)で述べたとおり、一般的には、ウラン235の一回の核分裂により、中性子が複数個（まれに三つもあるとされている。）放出されるとされている。

(ウ) 第3文について

認める。

ただし、中性子吸收材は、制御棒として燃料棒の間に挿入できるように炉心内に備え付けられているほか、加圧水型軽水炉（PWR）（以下「PWR」という。）では、出力調整のため、必要に応じて冷却水中にホウ素等を投入することがある。

(I) 第4文ないし第6文について

認める。

(オ) 第7文について

PWRにおける一般的な操作方法と解した上で、おおむね認める。

ただし、PWRにおいて、一般的に、原子炉の起動、停止など急速な核分裂反応発生割合変化の制御時は制御棒で操作し、燃料の燃焼変化など緩慢な核分裂反応発生割合変化の制御時はホウ酸濃度の調整で操作することとされている。

(カ) 第8文について

おおむね認める。

ただし、「冷却材」とあるのは、正しくは「減速材」であると思われる（軽水炉の場合は減速材及び冷却材ともに軽水である。）。

(3) 「3 加圧水型軽水炉（PWR）」（6ないし8ページ）について

ア 「(1) PWRとは」（6及び7ページ）について

認める。

イ 「(2) 原子炉一次系」（7ページ）について

(ア) 第1段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

「これには」を「PWRにおける原子炉一次系には」と、「原子炉容器」を「原子炉圧力容器」とそれぞれ解した上で、認める。

c 第3文について

「原子炉容器」を「原子炉圧力容器」と解した上で、認める。

d 第4文について

認める。

ただし、PWRにおいて、一般的に、炉心平均温度は約300度とされ、また、原子炉で発生した熱を取り出す一次冷却系に掛けられる圧力は約100ないし160気圧とされている。

e 第5文について

認める。

(イ) 第2段落について

認める。

ウ 「(3) 原子炉二次系」(7ページ)について

(ア) 第1文について

認める。

ただし、本件各原子炉の昭和57年10月19日付け設置変更許可申請書において、蒸気発生器の設備仕様の主蒸気運転温度（定格出力時）は、約277度とされている。

(イ) 第2文及び第3文について

認める。

エ 「(4) 原子炉格納容器」(8ページ)について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。

ただし、正しくは、原子炉格納容器は、原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器を覆っている気密構造物であり、放射性物質を閉じ込める構造として、仮に原子炉圧力容器から放射性物質が出てきた場合であっても、放射性物質を閉じ込めて、周囲の影響を低く抑える役割がある。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

ただし、図については、引用元が明らかでないため、認否できない。

(4) 「4 原子力発電所の安全設計」(8ないし11ページ)について

ア 「(1) 原子力発電所の危険性の本質」(8及び9ページ)について

(7) 第1段落について

原子力発電により放射性物質が生成され得ること、放射性物質からの放射線が人体に影響を与えることは一般論として認め、その余の評価にわたる部分は争う。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

原子力安全白書（平成3年版）（甲第1号証）に、断片で引用されている記載があることは認める。

イ 「(2) 深層防護という基本思想」(9ないし11ページ)について

(7) 「ア 従前の日本の原子力規制における『深層防護』の考え方」(9ないし11ページ)について

a 第1段落について

(a) 第1文について

一般的に、原子力発電所の安全性確保のために、基本的に放射性物質を閉じ込める構造とした上で、異常な事態や事故の発生を防止し、仮に発生したとしてもその拡大を防止することができる設計とすることとされていることは認める。

(b) 第2文について

認める。

(c) 第3文について

「確たるもの」の内容が不明確であるが、一般論として、原子力発電所の安全性確保のために、異常発生の防止、事故への発展の防止及び放射性物質の異常な放出の防止という大きく三つのレベルでの対策を講ずる、いわゆる多重防護の考え方を用いて、施設の設計が行われていることは認める。

b 第2段落について

旧原子力安全・保安院のホームページに、訴状で引用されている記載があったことは認める。

c 第3段落（「しかし」以下）について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波に起因して、福島県双葉郡大熊町及び双葉町内に所在する東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子炉事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したことは認め、その余は争う。

d 第4段落及び第5段落について

平成24年2月15日の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会において、旧原子力安全委員会委員長（当時）の班目春樹氏が、訴状で引用されている発言をしたことは認める。

(イ) 「イ 新規制基準の下では、『第4層』を含めた『深層防護』が規制要件化」(11ページ)について

福島第一発電所事故を契機に原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号。以下「設置法」という。）により、平成24年改正前原子炉等規制法が改正されたこと、設置法附則17条による改正に伴い原子炉等規制法43条の3の6第1項4号において「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとし

て原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と定められたこと、同規定に基づき設置許可基準規則が定められたこと、同法1条において「原子力施設において重大な事故が生じた場合において、放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止」することが定められたこと、設置許可基準規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「技術基準規則」といい、設置許可基準規則及び技術基準規則等を総称して「新規制基準」という。）において、重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故に対処するための機能を有する施設の設置等について定められたことは認める。

なお、「設置許可基準規則43条の3の5第2項十」は、正しくは、「設置法附則17条による改正後の原子炉等規制法43条の3の5第2項10号」のことと思われる。

(5) 「5 発電用原子炉に関する規制制度」(11ないし14ページ)について

ア 「(1) 設置許可基準・設置許可基準規則」(11及び12ページ)について

(7) 第1段落について

認める。

ただし、「43条の3の5以下」とあるのは、正しくは、「43条の3の5ないし43条の3の34」である。

(イ) 第2段落について

認める。

ただし、「原子力委員会の意見を聞いた上で」とあるのは、正しくは、「原子力委員会の意見を聴いた上で」である（原子炉等規制法43条の

3の6第3項参照)。

(ウ) 第3段落及び第4段落について

おおむね認める。

ただし、原子炉等規制法43条の3の23第1項の「使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定」は、「保安のために必要な措置」には含まれず、これとは別のものとして規定されている。

イ 「(2) 技術基準規則への適合」及び「(3) 停止命令」(12ページ)について

認める。

ウ 「(4) 発電用原子炉に関する規制制度における『重大事故』対策の位置づけ」(12及び13ページ)について

(ア) 「ア」及び「イ」(12及び13ページ)について
認める。

(イ) 「ウ」(13ページ)について

福島第一発電所事故が発生したこと、同事故において同発電所1号炉ないし3号炉において炉心溶融したことと想定されていること、同事故を契機に前記(4)イ(イ)の改正などが行われたことは認め、評価にわたる部分は争う。

エ 「(5) 小括」(13及び14ページ)について

おおむね認める。

ただし、原子炉等規制法43条の3の23第1項の「使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定」は、「保安のために必要な措置」には含まれず、これとは別のものとして規定されている。

4 「第4 非申請型義務付け訴訟の訴訟要件と、原発に関する行政訴訟における主張立証責任」(14ないし16ページ)について

(1) 「1 非申請型義務付け訴訟の訴訟要件」(14及び15ページ)について

ア 第1段落及び第2段落について
認める。

イ 第3段落について
(7) 第1文について

認める。

ただし、引用が不正確であり、「国民の生命、健康及び財産の保護に資すること」とあるのは、正しくは、「もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」である。

(イ) 第2文ないし第4文について
争う。

ウ 第4段落について

原告らの意見であり、認否の限りでないが、原子炉等規制法43条の3の23第1項が定める使用停止等処分が裁量処分（行訴法30条参照）であること、本件訴訟における本案要件として、①設置許可基準規則に適合していないと認められること、②原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことについて裁量権の逸脱・濫用があるといえることが必要であることは認める。

(2) 「2 伊方原発訴訟判決における立証責任の分配」(15ページ)について

伊方原発訴訟最高裁判決（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ）の判示内容は認める。

(3) 「3 本件訴訟においても伊方原発訴訟最高裁判決の規範が妥当すること」(15及び16ページ)について

ア 第1段落及び第2段落について
争う。

イ 第3段落について
(7) 第1文について

「当時」が指す具体的な時期が不明確であり、認否できない。

(4) 第2文について

平成24年改正前原子炉等規制法においては、発電用原子炉の設置許可の審査基準として、旧原子力安全委員会が定めた安全審査指針類が用いられていたこと、設置法附則17条による原子炉等規制法の改正後は、同基準として、設置許可基準規則が定められたこと、設置許可基準規則及びその解釈において、安全審査指針類の一部が取り入れられていること又は一部の安全審査指針類を用いることとしていることは認める。

ただし、技術基準規則は、発電用原子炉の設置許可の基準とは異なり、その後の工事計画認可、使用前検査等で確認される技術基準、いわゆる詳細設計に係る基準を定めるものであるため、安全審査指針類には対応していない。

また、「安全設計審査指針」とあるのは、正しくは、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」、「耐震設計審査指針」とあるのは、正しくは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「安全評価審査指針」とあるのは、正しくは、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」である。

ウ 第4段落について
争う。

5 「第5 玄海原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性は成り立たない」(16ページないし23ページ)について

(1) 「1 問題点の所在」(16ないし18ページ)について

ア 第1段落ないし第3段落について

認める。

イ 第4段落（「ところが」以下）について

(7) 第4段落第1文について

a 本文について

九州電力が、本件各原子炉に係る設置変更許可申請において、津波を起こす地震動評価に「武村式」を採用し、耐震重要施設の安全性に係る基準地震動の設定に「入倉式」を採用していることは認め、その余は争う。

b 「注1.」について

(a) 第1文について

認める。

(b) 第2文について

争う。

c 「注2.」について

(a) 第1文について

認める。

(b) 第2文について

「これまで、いわゆる入倉レシピとして一般に認められてきて、九州電力の断層モデル評価でも用いられている」ことは認め、その余は争う。

(イ) 第4段落第2文（「もし」以下）について

争う。

基準地震動の計算に当たっては様々なパラメーターを考慮する必要があるため、モーメントマグニチュードが4.7倍になつても基準地震動が単純に4.7倍になるとは限らない。

- (ウ) 第4段落第3文（「以下詳細に論じる。」）について
原告らの説明であり、認否の限りでない。
- (2) 「2 玄海原子力発電所3号機及び4号機の適合性審査における基準地震動」(18ないし20ページ)について
ア 第1段落について
認める。
イ 第2段落について
(7) 第1文について
原告らの説明であり、認否の限りでない。
- (イ) 第2文及び第3文について
認める。
(ウ) 第4文及び第5文について
不知。
ウ 第3段落（「この表にある」以下）について
(7) 第1文について
不知。
(イ) 第2文について
認める。
(ウ) 第3文について
Mo ≥ Mo t のときの線が「右図の右側の線で示されて」いることは
認め、その余は不知。
- エ 第4段落（「入倉式」以下）及び第5段落（「それゆえ」以下）について
争う。
- (3) 「3 地震モーメントが4.7倍になれば基準地震動も4.7倍になり、
耐震重要施設の耐震安全性は成り立たない」(20ないし23ページ)について

て

ア 第1段落について

九州電力が平成25年7月8日付け「玄海原子力発電所の実用原子炉設置変更許可申請書」において基準地震動 S s - 1 H の最大加速度を 540 ガルとしていることは認め、その余は争う。

前記(1)イ(イ)で述べたように、モーメントマグニチュードが 4.7 倍になつても基準地震動が単純に 4.7 倍になるとは限らない。

イ 第2段落について

争う。

甲第12号証の2の2ページの表は、平成21年に九州電力が耐震安全性評価結果を経済産業省に報告したときのものであり、「現行 540 ガルでの機器・設備の耐震安全性評価は、たとえば甲12、2頁の表で示されている」わけではない。また、前記アで述べたように、基準地震動を単純に 4.7 倍とすること自体過っている。

なお、原告らが作成した表の「蒸気発生器」の「評価基準値」にある「472」は、正しくは、「474」である。

ウ 第3段落（「各機器・設備」以下）及び第4段落（「これらに関する」以下）について

認める。

エ 第5段落（「これらの評価結果は」以下）について

(7) 第1文及び第2文について

争う。

(イ) 第3文（「例えば」以下）以下について

仮定に基づくものや原告らの意見であり、認否の限りでないが、全体として争う。

なお、「大LOCA」が発生した際にも、炉心注水など格納容器破損

を防止する設備、手順が用意されている。

オ 第6段落について

争う。

カ 第7段落について

認める。

キ 第8段落について

争う。

(4) 「4 基準地震動評価値に関する結論」(23ページ)について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落及び第3段落について

本件各原子炉施設については、九州電力が、平成25年7月12日付けで設置変更許可及び工事計画認可の各申請（以下「設置変更許可申請等」という。）をしており、現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、基準地震動に係る原告らの評価については、その前提とするところが誤っているため、争う。

6 「第6 玄海原子力発電所3号機及び4号機は、重大事故対策の不備により原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止すること等ができない」(23ページないし41ページ)について

(1) 「1 福島第一原発における汚染水の深刻な現状」(23ないし30ページ)について

本件の争点との関係が不明確である上、原告らの意見も含まれており、認否の限りでない。

(2) 「2 玄海原子力発電所3号機及び4号機の使用停止を求める法的根拠」(30ないし32ページ)について

ア 第1段落について

原告らの説明であり、認否の限りでない。

イ 第2段落及び第3段落について

認める。

ウ 第4段落（「設置許可基準規則第37条第2項」以下）について

原子力災害対策特別措置法2条2号の規定文言、原子力災害対策特別措置法施行令6条3項及び4項の各規定文言は認め、その余は不知。

エ 第5段落について

設置許可基準規則55条の規定文言、同規則の解釈の55条の1-e)に「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること。」とあることは認める。

なお、同規則の解釈の55条の1は、「第55条に規定する『工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備』とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。」と定めている。

オ 第6段落（「これらは設備に関する要求であるが」以下）について

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準「II 要求事項」の1.8及び1.12の各規定文言、同審査基準「III 要求事項の解釈」の1.8及び1.12の解釈の各規定文言は認め、その余は争う。

同審査基準「III 要求事項の解釈」の1.12の解釈「b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること」の中で、「敷地外への放射性物質の拡散抑制対策」として海洋への拡散防止の対象とされている放射性物質は、放水によって地面に落としたものだけである。

カ 第7段落（「これら法規が」以下）について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

(3) 「3 玄海原子力発電所3号機及び4号機における原子炉格納容器の破損防止のための措置」(32ないし38ページ)について

ア 「(1) 設置変更許可申請書の記載」(32ないし34ページ)について

(7) 第1段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文(「その申請書の」以下)について

甲第18号証の10(3)-5-54ページ及び117ページにある文言及び図の記載は認める。

(4) 第2段落(「溶解炉心」以下)について

a 第1文について

争う。

九州電力は、甲第18号証の「5, 3, 5, 1事故の原因、格納容器破損防止対策」において、「原子炉の出力運転中に、大破断LOCAが発生した場合に、ECS注水機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事象を想定する。」としたにすぎない。

b 第2文及び第3文について

甲第19号証の40-1ページにある文言及び図の記載は認め、その余は否認ないし争う。

九州電力は、炉心溶融が始まるとすぐに原子炉容器内の冷却を諦めるのではなく、①早期の電源回復が不能、②1次冷却材喪失(LOCA)の兆候有り、③大LOCAである、④補助給水系の機能損失ではないという各ルートを経て、格納容器スプレイを行う必要があると判断したときに、格納容器スプレイを開始するという手順を想定しているにすぎない(乙第1号証。平成25年8月15日付け九州電力株式

会社作成「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 重大事故等対策の有効性評価 成立性確認」(資料1-1)・13-2ページ)。

(4) 第3段落について

第1文は否認ないし争う。

第2文及び第3文はおおむね認める。

イ 「(2) スプレイへの切替に対する疑問」(34及び35ページ)について

(7) 第1段落について

a 第1文について

否認する。

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(第9回)(甲第20号証)において、更田委員等は、炉心注水よりC/Vスプレイ注水を優先することに反対、疑問視しているわけではなく、C/Vスプレイ注水を優先する判断時期を早くすることが重要であり、そのための手順書を確認したいと発言しているものである(同号証15ないし22ページ)。

b 第2文について

否認ないし争う。

九州電力の手順書等については、現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、炉心溶融が始まるとすぐに原子炉容器内の冷却は諦め、炉心は溶けるにまかせるとの点については、前記ア(イ)bで述べたように、否認ないし争う。

(4) 第2段落及び第3段落について

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(第9回及び第10回)において、C/Vスプレイ注水への切替えまでの時間に関する議論がされていることは認め、その余は、九州電力の手順書等について、現

在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

(6) 第4段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

原告らが主張するMAAPコードは、東京電力株式会社のシミュレーションであるため、不知。

ウ 「(3) 下部キャビティへの注水に対する疑問」(35ないし37ページ)について

(7) 第1段落について

a 第1文について

原告らの疑問であり、認否の限りでない。

b 第2文について

否認する。

スプレイ水が下部キャビティに流入するルートは、平成25年11月15日に九州電力が原子力規制委員会に提出した「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 重大事故等対策の有効性評価成立性確認にかかる審査会合時の指摘事項に対する回答について」の資料25「玄海原子力発電所 重大事故等対策の有効性評価成立性確認」(25-107-1ないし25-108-1ページ) (乙第2号証)において示されている。

c 第3文について

原告らの説明であり、認否の限りでない。

(8) 第2段落について

上記bで述べたように、九州電力は原子力規制委員会に資料を提出しているため、認否の要を認めない。

(ウ) 第3段落について

争う。

(イ) 第4段落（「そのためか」以下）について

a 第1文について

設置許可基準規則51条の規定文言、同規則の解釈51条の1-a)に「原子炉格納容器下部注水設備を設置すること。原子炉格納容器下部注水設備とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。」と記載されていること、同1-a) - ii)に「原子炉格納容器下部注水設備は、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること（ただし、建屋内の構造上の流路及び配管を除く。）」と記載されていることは認める。

b 第2文について

否認ないし争う。

設置許可基準規則の解釈は、現有設備とは別の設備として下部キャビティへの給水設備の設置を求めているわけではない。

c 第3文について

否認ないし争う。

平成25年8月20日の原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第10回）（甲第21号証）における、原子力規制庁の天野課長補佐の発言（同号証21ページ）は、下部キャビティへの注水のための流路を施設する必要がある旨述べたものであり、現有設備とは別の設備として下部キャビティへの給水設備の設置を求めているわけではない。

(オ) 第5段落について

a 第1文について

否認ないし争う。

九州電力は、設置許可基準規則第51条に関する設備の設置を検討している（乙第3号証。平成25年11月付け九州電力作成の「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性確認対象設備について（重大事故等対象設備）」。）。

b 第2文について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、上記aのとおり、九州電力は設置許可基準規則第51条に関する設備の設置を検討しているため、九州電力が何も計画していないことを前提とする原告らの主張は、否認ないし争う。

エ 「(4) 水蒸気爆発の危険」(37ページ)について

(7) 第1文について

否認する。

九州電力は、水蒸気爆発が起こる可能性を否定しておらず、大規模な水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さいと判断しているものである（甲第19号証・25-2ページ）。

(イ) 第2文について

否認する。

「原子力規制委員会の更田委員等が審査会合でそのことを懸念している」の「懸念」の内容が不明確であるが、審査会合において更田委員等は九州電力が大規模な水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さいと判断した根拠について尋ねているにすぎない（甲第20号証・24ページ）。

オ 「(5) まとめ」(37及び38ページ)について

(7) 第1段落について

否認する。

(イ) 第2段落及び第3段落について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、「その場合の対処方法は示されていない」との点は否認し、これを前提とする原告らの主張は争う。

(ウ) 第4段落（「さらに」以下）について
否認する。

(イ) 第5段落（「また下部キャビティに」以下）及び第6段落について
現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

(4) 「4 汚染水の流出とその防止・抑制」(38ないし40ページ)について

ア 「(1) 設置許可基準規則37条2項」(38及び39ページ)について

(7) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

a 第1文について

認める。

ただし、「下部キャビティの水には放射能が溶け出す」とあるのは、正しくは、「下部キャビティの水には放射能を有する物質が溶け出す」である。

b 第2文ないし第6文（「コンクリートには」以下）について

仮定に基づくものや原告らの意見であり、認否の限りでない。

c 第7文（「そのため」以下）について

一般論として、使用済み燃料貯蔵ピット（プール）では、コンクリート内壁の内側にステンレス製ライナー（内張）が設けられていることは認める。

(ウ) 第3段落（「実際」以下）について

認める。

(I) 第4段落について

内容が不明確である上、原告らの意見であり、認否の限りでない。

(II) 第5段落について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

イ 「(2) 設置許可基準規則55条」(39及び40ページ)について

(1) 第1段落について

認める。

(2) 第2段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文及び第3文について

否認する。

設置許可基準規則55条に関する設備については、本件各原子炉施設の原子炉設置変更許可申請書の添付書類八（乙第4号証）に記載されており、平成25年11月付け九州電力作成の「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性確認対象設備について（重大事故等対処設備）」（乙第3号証）にも記載されている。

(3) 第3段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文及び第3文について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

c 第4文について

否認する。

上記(1) b で述べたように、設置許可基準規則55条に関する設備

について記載されている。

ウ 「5 汚染水問題に関する結論」(40及び41ページ)について

(7) 第1段落について

a 第1文について

認める。

b 第2文について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、原告らの主張は、前提を誤っており、争う。

c 第3文について

否認する。

上記イ(イ)bで述べたように、設置許可基準規則55条に関する設備について記載されている。

(イ) 第2段落について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、原告らの主張は、前提を誤っており、争う。

7 「第7 結論」(41及び42ページ)について

(1) 「1」について

ア 第1段落について

(7) 第1文について

現在、原子力規制委員会において審査中であるため、認否を留保する。

もっとも、原告らの主張は、前提を誤っており、争う。

(イ) 第2文について

争う。

イ 第2段落について

争う。

(2) 「2」及び「3」について
争う。

第3 被告の今後の主張予定

原告らは、本件各原子炉施設について、設置許可基準規則4条3項違反、同規則37条2項違反及び同規則55条違反を主張して、被告に対し、原子力規制委員会が九州電力に対して原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき本件各原子炉の運転停止命令をすることの義務付けを求めている。

原子炉等規制法43条の3の23第1項は、原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるととき等は、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができると規定している。同法43条の3の6第1項4号は、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則(設置許可基準規則)で定める基準に適合することを発電用原子炉の設置許可基準として規定しているから、本件訴訟における本案の主たる争点は、本件各原子炉施設の設置許可基準規則の適合性になるものと考えられる。

原子力規制委員会は、本件各原子炉施設について、上記設置許可基準規則に適合するか否かを確認する必要があるところ、その具体的な実務上の手続としては、原子炉設置者である九州電力からの設置変更許可申請（同法43条の3の8）に対する審査により行われる。現に、九州電力は、本件各原子炉施設について、平成25年7月12日付けで設置変更許可の申請をしており、現在、原子力規制委員会において審査中である。

このように、本案の主たる争点である本件各原子炉施設の設置許可基準規則

の適合性については、原子力規制委員会において正に審査中であるから、これが終了していない現時点において、この点について完結した主張をすることは困難であり、請求原因に対する認否も一部留保したところである。もとより、原子力規制委員会における審査等が全て終了しなければ何らの主張をもなし得ないということではないが、仮に上記の各争点について分断的に主張を重ねていくこととした場合、訴訟の進行上も合理的な進行とは考えられない上、被告の主張に対する正確な理解が得られないことも危惧される。他方、被告が本件各原子炉施設の設置許可基準規則の適合性を主張立証する場合には、その前提として原子炉等規制法の改正経緯や上記規則を含めた新規制基準の概要等を主張する必要があり、このような主張が今後の個別の設置許可基準規則の適合性の主張を理解するために有用であると考えられる。したがって、被告は、今後、原子炉等規制法の概要や新規制基準の概要等について主張した後、原子力規制委員会における上記各申請に対する審査の状況を踏まえつつ、原告らの主張に対する反論を行う予定である。

以 上